

# 栃木県カワウ保護管理指針の改定について

平成 31 (2019) 年 3 月 19 日  
栃木県環境森林部自然環境課

カワウによる内水面漁業被害軽減と適切な個体群管理を目的として策定した本指針を、カワウ対策を一層推進する観点から改定する。

## 1 背景

- ・国は「被害を与える個体を 10 年後までに半減」させる目標を公表 (H26 (2014))
- ・関東カワウ広域協議会が広域指針を改定し、捕獲上限羽数に係る記載を削除 (H28 (2016))

## 2 主な改定ポイント

### (1) 名称

- ・「栃木県カワウ管理指針」に名称変更

### (2) 個体数管理

- ・生息数 1,000 羽への減少を目標  
(基準である平成 26 (2014) 年度生息数 2,140 羽の約 1 / 2)
- ・目標達成まで捕獲上限を設けない

### (3) 被害防除

- ・ドローンを活用した対策など、新技術の積極的な導入を検討

### (4) 生息環境管理

- ・ねぐら等の分布管理の推進  
(分布管理：ねぐら等が一定以上離れて分布する状態を保つこと)